

2023（令和5年度）全国日本ニュージーランド協会連合会理事会・総会

議事録

報告者・文責 大橋正康

議事録署名人 村瀬 司（浜名湖日豪NZ協会副会長）

開催日 2023年11月24日

場 所 浜松市研修交流センター



2023年(令和5年度)
全国日本ニュージーランド協会連合会

総 会

2023年11月24日(金)
浜松市研修交流センター

楽器博物館5F 51研修交流室



理 事 会 13:30-14:30



総会に先立ち理事会が開かれ大橋情報担当責任者より総会での承認事項と新型コロナウイルス禍で停滞していた協会活動復活の為の規約改定案などが審議され総会に上程されることが承認された。

富田互静岡県日本ニュージーランド協会副会長が歓迎の挨拶の後、奥洞恵子全国日本ニュージーランド協会連合会会長、駐日ニュージーランド大使館宮崎智世大使秘書よりご挨拶を頂き、議事に入った。



式 次 第

- 1.開 会
 歓迎挨拶 静岡県日本ニュージーランド協会
 副会長 富田 亙
 - 2.接 拶 全国日本ニュージーランド協会連合会 会長 奥洞恵子
 駐日ニュージーランド大使館 大使秘書 宮崎智世
 - 3.議長選任
 - 4.議 事
 第1号議案 令和3.4年度 事業報告
 令和5.6年度 事業計画(案)
 第2号議案 令和3.4年度 収支報告
 令和5.6年度 収支予算(案)
 第3号議案 役員改選(案)
 第4号議案 その他
 次回開催地など
- ・協会活動の活性化について
 全国の協会が活性化するには?
 新型コロナウイルスで停滞した活動と高齢化からの脱却するには。
- ・発 表 16:30~
 城田 守 有限会社SHIPMAN 代表取締役
 「海辺の国・ニュージーランド」

総数18協会中17協会(委任状を含む)により理事
 総会が成立し、全国日本ニュージーランド協会連
 合会奥洞恵子会長が議長に選出され議事録署名人に浜
 名湖日豪ニュージーランド協会村瀬司副会長を選出
 した。

第1号議案 事業報告

令和3・4年度 2021.1.1~2022.12.31

R3(2021)

- 1月 新年清掃ボランティア(1/10)
 JANZ Online新年会(1/14)
- 3月 恵庭ニュージーランド協会開発「ブラックカラントソーダ」促進支援
- 11月 全国日本ニュージーランド協会理事会・総会 11/24 新型コロナウイルス禍のため書面総会
 2021全国日豪協会連合会役員会 Online会議 (11/29)



第1号議案 事業報告 →承認

R4(2022)

- 1月 新年清掃ボランティア(1/9)
 2022JANZ Online 新年会 (1/14)
- 3月 除草清掃ボランティア(3/3)
- 12月 「外交樹立70周年祝賀会招待レセプション(12/1)ニュージーランド大使館



第1号議案 事業計画(案)

令和5・6年度 2023.1.1~2024.12.31

R5(2023)

- 1月 新年清掃ボランティア(1/8)
 JANZ新年会「日本とニュージーランド外交樹立70周年記念新年会」(1/19)
 三重日豪NZ協会「ニュージーランドを旅する60歳」発刊 1/18 明石書店 宮本忠元委員長
- 8月 2023世界拳法選手権大会後援
- 11月 令和5年全国日本ニュージーランド協会・理事会、総会(11/24)浜松市研修交流センター
- 12月 クリスマス茶会(12/9)愛知県名古屋白鳥荘園



第1号議案 事業計画(案) →承認

R6(2024)

- 1月 新年清掃ボランティア
- 6月 中部日豪ニュージーランド協会連絡会議
- 9月 全国日豪協会総会(アデレード) ニュージーランド・オーストラリア訪問



清掃ボランティアや環境保全活動など協
 会所属会員・青少年にも声掛けし連合会
 の事業として更に推進する。

- 11月 全国日本ニュージーランド協会理事会 Online
- 12月 伝統文化紹介茶会(中部日豪NZ協会)



第2号議案 令和3.4年度 収支報告

2021・2022年度 全国日本ニュージーランド協会連合会 収支決算書
(2021/1/1-2022/12/31)

収支の部		(単位 円)		
科 目	2021.2022予算額	2021.2022決算額	差異	備 考
前期繰越金	354,501	354,501	0	
会費収入	102,000	102,000	6,000	2021-22年度会費 1718名計×3,500
事業収入	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
受取利息	7	7	-5	
収入合計	102,002	102,007	5,995	
合 計	456,503	456,508	5,995	
支出の部				
科 目	2021.2022予算額	2021.2022決算額	差異	備 考
役員会・総会費	0	0	0	
管理費				
通信費	15,000	7,756	7,244	初年度
事務用品費	10,000	1,489	8,511	コピー代
雑費	4,000	0	4,000	
支払手数料	4,000	0	4,000	銀行手数料
支出合計	33,000	9,245	23,755	
次期繰越金	429,503	447,263	-17,760	
合 計	462,503	466,608	4,995	

監査の結果、以上の通り適切かつ正確であることを認めます。

2023年 4 月 4 日

監事 金原修平
(岡崎日本ニュージーランド協会会長)

2023年 4 月 3 日

監事 西 謙二
(大分県ニュージーランド友好協会会長)



第2号議案 令和3,4年度 収支報告 →承認

会計の浜名湖日豪ニュージーランド協会の篠ヶ瀬大地会長に代わり村瀬 司副会長が報告ののち監事の岡崎日豪ニュージーランド協会金原修平会長が監査報告をした。

第2号議案 令和5.6年度 収支予算(案)

2023.2024年度 全国日本ニュージーランド協会連合会 収支予算書(案)
(2023/1/1-2024/12/31)

収支の部		(単位 円)		
科 目	2021.2022決算額	2023.2024予算額	差異	備 考
前期繰越金	354,501	447,263	92,762	
会費収入	102,000	102,000	0	2023-24年度分 1718名計×3,500
事業収入	0	0	0	
寄付金	0	0	0	
受取利息	7	8	1	
収入合計	102,007	102,008	1	
合 計	456,508	549,271	92,763	
支出の部				
科 目	2021.2022決算額	2023.2024予算額	差異	備 考
役員会・総会費	0	40,000	40,000	
管理費				
通信費	7,756	10,000	2,244	初年度
事務用品費	1,489	5,000	3,511	コピー代
雑費	0	4,000	4,000	
支払手数料	0	4,000	4,000	
支出合計	9,245	63,000	53,755	
次期繰越金	447,263	486,271	39,008	
合 計	466,608	549,271	92,763	

第2号議案

令和5,6年度 収支予算(案)

→承認

会計の浜名湖日豪ニュージーランド協会の篠ヶ瀬大地会長に代わり村瀬 司副会長が報告ののち承認された。

第3号議案 役員改選（案）

2023-2024年度役員改選推薦アンケート投票結果
2021-2022年 役員 2023-2024年度役員推薦

所属18協会

役員職責・氏名	所 属	関西	飛騨高山	三重	岡崎	静岡	広島	福岡	浜名湖	小樽	富山	札幌	名古屋	仙台	沖縄	恵庭	苫小牧	東京Janz	大分	備 考
名誉顧問 駐日ニュージーランド特命全権大使 ヘイミッシュ・ネヴィル・フランシス・クーパー閣下																				
会 長 奥洞 恵子	飛騨高山日本ニュージーランド協会会長		留任	留任			留任		留任	留任	留任		一任 理事以外 辞退	留任		留任		留任	留任	1名
副会長(順不同) 田尻 稲雄 花井 和夫 足立 英雄 津野瀬武久	特定非営利活動法人 札幌ニュージーランド協会会長 静岡県日本ニュージーランド協会会長 名古屋日豪ニュージーランド協会副会長 広島ニュージーランド友好協会会長		留任	留任			留任		留任	留任	留任		一任 理事以外 辞退	留任		留任		留任	留任	4名 (1名 辞任意向)
会 計 篠ヶ瀬大地	浜名湖日本ニュージーランド協会会長		留任	留任			留任		留任	留任	留任		一任 理事以外 辞退	留任		留任		留任	留任	1名
情報担当責任者 大橋 千秋	静岡県日本ニュージーランド協会最高顧問		留任	留任			留任		留任	留任	留任		一任 理事以外 辞退	留任		留任		留任	留任	1名
理 事	承認されている全ての協会長	-----																		
監 事(順不同) 金原 修平 西 謙二	岡崎日本ニュージーランド協会会長 大分県ニュージーランド友好協会会長		留任	留任			留任		留任	留任	留任		一任 理事以外 辞退	留任		留任		留任	留任	2名
総会開催希望をお書きください。																				
次回2025年総会開催地 希 望			高山市	無			無		無	無	無		無	無		無		無	無	

第3号議案役員改選について➡承認

- 名誉顧問 クーパー陛下就任承諾 駐日ニュージーランド大使館宮崎智世大使秘書より報告あり着任が承認された。
- 広島ニュージーランド友好協会津野瀬武久会長が辞任した。
- 岡崎日本ニュージーランド協会金原修平会長が副会長に承認された。
- 監事は、事務局と役員会で協議した結果、三重県日豪ニュージーランド協会宮本由紀子会長が承認された。

新 役 員

- 名誉顧問 駐日ニュージーランド特命全権大使
ヘイミッシュ・ネヴィル・フランシス・クーパー閣下
- 会 長 奥洞 恵子
- 副会長（4名） 田尻 稲雄
花井 和夫
足立 英雄
金原修平
- 会 計 篠ヶ瀬 大地
- 情報担当責任者 大橋 千秋
- 監事 （2名） 宮本由紀子
西 謙二

団体名	会長名
恵庭ニュージーランド協会	田中 芳憲 様
特定非営利活動法人 札幌ニュージーランド協会	田尻 稲雄 様
苫小牧ニュージーランド協会	朝倉 瑞昌 様
小樽ニュージーランド協会	西條 文雪 様
仙台ニュージーランド協会	関 孝工 様
公益社団法人 日・豪・ニュージーランド協会	上田 秀明 様
富山日豪ニュージーランド協会	新田 八朗 様
飛騨高山日豪ニュージーランド協会	奥洞 恵子 様
静岡県日本ニュージーランド協会	花井 和夫 様
浜名湖日本ニュージーランド協会	篠ヶ瀬 大地様
名古屋日豪ニュージーランド協会	林 芳行 様
岡崎日本ニュージーランド協会	金原 修平 様
三重オーストラリアニュージーランド協会	宮本由紀子 様
日本ニュージーランド協会(関西)	石井 久行 様
広島ニュージーランド友好協会	津野瀬 武久様
福岡ニュージーランド友好協会	山口 毅 様
大分県ニュージーランド友好協会	西 謙二 様
沖縄ニュージーランド協会	金城 誠 様

第4号議案 その他 次回開催地とコロナからの各協会再起について

- ・ 次回開催地と開催日
- ・ 関西石井会長から

全国日本ニュージーランド協会連合会
会長 奥洞恵子 様

- 1) 会員の高齢化⇒若い人が参加しにくい??
団塊世代がいなくなっている。
若い世代は、所属するのが煩わしい。
- 2) 会員のパソコン効率が上がらない。
パソコンの時代でない。⇒スマホ?
- 3) 行事のマンネリ化
懇親会・パーティー⇒高齢者・知らない人と飯食っても上手くない。
書面会報は、見ない面倒⇒グループライン、メッセージライン

当会の課題は、1) 会員の高齢化、2) 会員のパソコン利用率があがらないこと、3) 行事のマンネリ化等
がございます。

今後は、若い会員の増強に努め新たな魅力造りを展開することですが、連合会の皆様にもお知恵を拝借し
いと存じます
のでよろしくお願ひ申し上げます。

日本ニュージーランド協会 (関西)
会長 石井久行

最近、依頼された事。

- 1) ホームステイ交流がしたい(業者商売でない交流)
- 2) 留 学
- 3) 大学・・・大学間の提携交流

質 問

- 1) 市の国際交流協会と相違点
- 2) 地域に協会がないので全国協会に参加したいのですがどのようにすれば、いいですか?
全国協会も会員を持てるようにするのか?

第4号議案 その他 次回開催地とコロナからの各協会再起について 以下、審議がされた。

○次回総会開催場所日時について

飛騨高山にて開催→承認

2023年12月4日の全国日豪協会連合会役員会で協議し承認のうえ2024年に臨時総会（通常は2年に1度2025年）を高山市で開催する。総会は、豪、NZ別々に行い、懇親会は同日合同にて開催する。

○規約改正について

1.入会、除籍、退会を規約に加える。→承認

現在 沖縄ニュージーランド協会が連絡取れず、2021年以降年会費が未納。

例えば、2期分未納の場合は除籍するなど。

沖縄ニュージーランド協会については、宮崎智世大使秘書が確認をする。

2.駐日ニュージーランド大使の名誉顧問就任依頼については、その都度依頼をし規約に明示する。

事務局が改正案をまとめて役員会・理事会で承認する。

○会員について→承認

1.協会の無い地域、連絡活動が不明確な地域での全国NZに興味がある者をどうするか？

事務局の責任にて別籍・事務局付けの会員として扱う枠を作成する。

会費1000円程度、理事にはなれない→いずれ独立して協会として立ち上げた場合は、総会の承認ののち協会が会員となる。

○ボランティア活動やNZとの交流事業を全国NZ協会事業とする。→承認

浜名湖日豪ニュージーランド協会村瀬 司副会長より事業依頼があった。→承諾

名城大学元ヨット部在籍とコーチの立場からヨットが盛んなニュージーランドと各所大学ヨット部の交流を全国日本ニュージーランド協会連合会の事業として依頼があった。

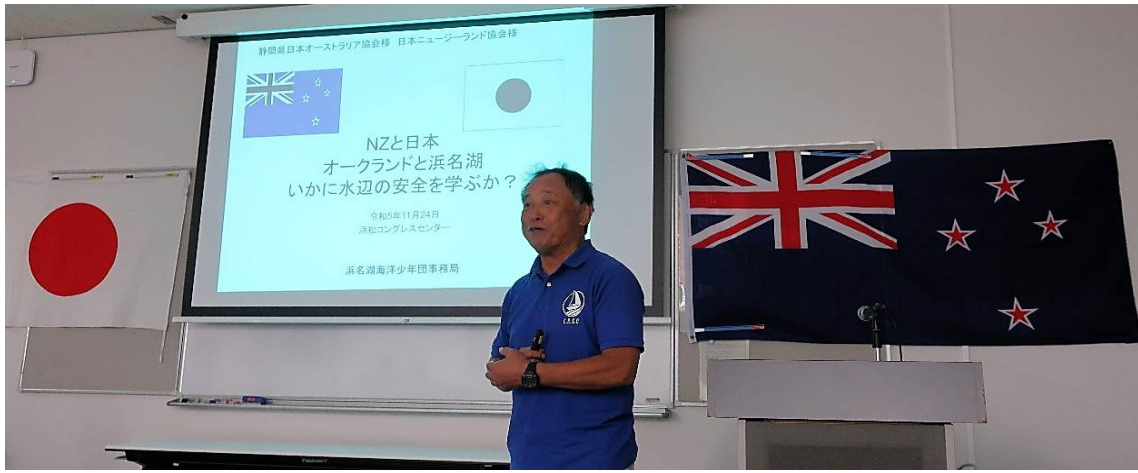


○Onlineの活用

Zoom、FBメッセージ、LINEなどOnlineを活用し事業を促進する。→承諾

○ 講演

「NZと日本` オークランドと浜名湖` いかに水辺の安全を学ぶか？」



記念講演で浜名湖海洋少年団の城田先生から「NZと日本` オークランドと浜名湖` いかに水辺の安全を学ぶか？」

水難事故最少の国ニュージーランド！

我が国日本では、2011年には、8,999人が亡くなっています。水難事故最多の国が日本です。一方、天竜水域で作られているマリンエンジンは、世界の生産台数の80%を占めています。

教育のどこが違うのでしょうか！？

○ 懇親会に於いての2024年ニュージーランド訪問案が提出され承諾された。



以上

全国日本ニュージーランド協会連合会規約

- 第1項 名称 本会は、全国日本ニュージーランド協会連合会と称する。(以下「本会」と云う)
英語名は National Federation of Japan-New Zealand Societies とする。
- 第2項 目的 本会は、日本とニュージーランドとの文化的交流、相互理解と友好・親善の活動（事業）の促進を目的とする。
- 第3項 事業 本会は、前述の目的を達成するために次の事業を行う。
① 総会を隔年に開催する。各加盟協会の決議権は1票とする。
② 全国の協会を代表して、関係先との協議・折衝を行う。
③ 会員相互の連携・協調の促進を支援する。
④ その他、連合会の目的達成のために必要な事業を行う。
- 第4項 事務局 本会の事務局は、会長の定めるところに事務局を置き、役員会の承諾を得る。
- 第5項 会員 日本国内に存在し、全国日本ニュージーランド協会連合会に承諾されているすべての日本ニュージーランド協会は正会員資格を有する。
本会への加入は各日本ニュージーランド協会の自由意志とし、夫々の協会は従来通り自らの活動を行う。
[会員の資格]
・正会員：日本国内に存在し本会に所属が承認された日本ニュージーランド協会（友好協会）を正会員と称す。
・賛助会員：地域に日本ニュージーランド協会が存在せず、もしくは、活動停止などの諸問題を有する地域の個人で本会に承認された会員を賛助会員と称す。本会内の所属は、事務局付け文化・スポーツ分科会とし議決権を有しない。
- 第6項 入会 会員として入会しようとするものは、入会申込書を本会事務局へ提出し役員会の承認をえるものとする。
- 第7項 役員選任 全国の加盟協会の会長を連合会の理事とする。
以下役員を理事及び加盟協会の役員より、役員会で選出し総会で承諾を得る。
但し、状況に応じ定員数を満たさなくてもよい。
[役員内訳]
会長1名、副会長5名、監事2名、会計1名、情報担当責任者1名
[役員任期]
役員の内任は2年とする。ただし再任は妨げないものとする。
- 第8項 役員の仕事
1 会長は、会務を総理し、その業務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
3 情報担当責任者は、会員へ情報を提供し相互の融和を促進する。
4 会計は、本会の出納事務を担当する。
5 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
- 第9項 顧問 顧問は複数おくことができる。
また名誉顧問は、本会の承諾をえて駐日ニュージーランド大使館大使に依頼し承諾を得たのち総会にて承認をえる。尚、顧問も同様である。
- 第10項 役員会 会長は必要に応じて臨時役員会を開催する。

- 第 11 項 総 会 2年に1回の定期総会を開催する。必要に応じて会長は、臨時総会を開催する事が出来る。
- 第 12 項 会 費 本会の年会費は、1協会 3,000円、賛助会員年会費は、1,000円とする。関係者からの寄付は受け入れることが出来る。
- 第 13 項 決 算 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終了する。決算書は毎年3月末までに役員会に提出し、定期総会でその承諾を得る。
- 第 14 項 会員資格の抹消
本会会員が次の各項に該当した場合は、役員会の議決を経て登録を抹消する事が出来る。
1. 連絡や催促をして返答がなく会費が2期滞納した場合。
2. 会員との連絡が2期取れない場合。
3. 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。
- 第 15 項 規約の変更
規約の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員（委任状を含む）の過半数以上の賛成を必要とする。
- 第 16 項 その他 本会誕生の経緯並びに現状に鑑み、その他の規約項目は順次取り決めとする。規約の取り決め変更は、総会の過半数の同意をもって承諾とする。
- 附 則 本会の設立日は平成22年11月23日とする。
本会は、全国の姉妹都市協会との連携も行っていくこととする。

2015年7月13日改訂
2017年12月1日改訂
2023年11月24日改定

以 上

全国日本ニュージーランド協会連合会

慶弔見舞規定

- 第 1 項 この規約は、会員協会に関する慶弔および見舞に関して定めたものである。
- 第 2 項 範囲 ①会員協会の役員及び理事（祝・弔慰）
 電子メール又は電報にて行う。
 ②会員協会の被災見舞い
 劇甚災害に指定された場合、基本 30,000 円とし各協会に協力を
 要請することが出来る。
- 第 3 項 支給 役員承諾を得て支給する。
- 第 4 項 その他 その他検討を要する事項は、役員会にて審議する。

以 上

2017（平成29）年12月 1 日 施行